

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

令和5年規則第4号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号）附則第2項の規則で定める日は、令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合も含む）に感染したことによって、傷病手当金の支給を始める日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。